

大阪大学外国語学部教務委員会規程

平成 19 年 9 月 13 日

制 定

最近改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪大学外国語学部教授会（以下「教授会」という。）規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、外国語学部教務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成及び授業計画の策定に関する事項
- (2) 学生の卒業その他学籍に関する事項
- (3) 学生の履修指導等に関する事項
- (4) 授業科目の単位の認定に関する事項
- (5) 教育内容・教授方法等の改善に関する事項
- (6) 教育の制度設計に関する事項
- (7) 複数の部局にまたがる教育の設計と調整に関する事項
- (8) その他外国語学部の教育に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各区分から外国語学部長が指名する教員各 1 名で組織する。

区分	学科目
1	中国語、朝鮮語、モンゴル語
2	インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語
3	ヒンディー語、ウルドゥー語
4	アラビア語、ペルシア語、トルコ語、スワヒリ語
5	ロシア語、ハンガリー語、ドイツ語
6	デンマーク語、スウェーデン語
7	英語
8	フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語
9	日本語

2 前項の規定にかかわらず、外国語学部長が必要と認めたときは、前項に規定する者以外の者を委員会の構成員に加えることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項に規定する委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 項に規定する委員の任期は、その都度定める。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(専門委員会、小委員会等)

第 8 条 委員会は、その審議事項に関する専門の事項を調査審議させるため、必要に応じ、委員会に専門委員会、小委員会等を設置することができる。

2 前項の規定により設置された専門委員会、小委員会等は、その調査審議の結果を委員会に報告するものとする。

3 前項に定めるもののほか、専門委員会、小委員会等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(報告)

第 9 条 委員会は、その審議の結果を教授会に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室学務係において総括し、及び処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の後最初に任命される第 3 条第 1 項に規定する委員の任期は、

第4条の規定にかかわらず、半数の者にあつては平成21年3月31日までとし、他の半数の者にあつては平成22年3月31日までとする。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際、現に従前の委員である者の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、同日における従前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。